

建設業者等の指名停止について

平成29年8月8日
土木部監理課

1 指名停止措置業者

(1) 株式会社 丸山工務所

入札整理番号 11-0380

主たる営業所 十日町市稲葉456-1

(2) 上記の者が構成員となっている共同企業体

2 指名停止期間

平成29年8月8日から平成29年9月7日まで

3 指名停止の理由

十日町地域振興局地域整備部発注の一般県道真田高島線地域づくり基盤（2月補正）道路改良工事において、平成29年7月6日に住宅51戸が断水する事故を発生させたことが、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項（別表第1、第5号）に該当するため。